

募集型企画旅行 旅行条件書

更新：2015.10.19

このご旅行条件は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。**お申込みの際には必ずご一読ください。**

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、ヒマラヤ観光開発株式会社（観光庁長官登録旅行業第1014号）（以下当社という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、旅行に参加されるお客様と募集型企画旅行契約（以下、「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は募集広告（パンフレット）等のコースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表及び当社の「旅行約款（募集型企画旅行約款の部）」（以下「当社約款」といいます。）によります。
- (3) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

2. 申込み及び契約の成立

- (1) 当社所定の申込書の提出と、お申込金100,000円のお支払いが必要です。2つが揃った時点で正式なお申込み（契約成立）となります。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。一部取り扱い地域においては、お申込金とは別にデポジットが必要となる場合がございます。その場合は、お申込みの際にご案内いたします。
- (2) 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行の申込みを受けつけることがあります。この場合、予約の申込みの翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書と申込金の提出がなされない場合、当社は申込みはなかったものとして取り扱うことがありますのでご注意ください。
- (3) 当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めたときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申込み、締結、解除等に関する一切の代表権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行うことがあります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (4) キャンセル待ちの場合
お申込の段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、お客様の承諾を得て、期限を限ってキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。この場合でも、申込金相当の預かり金を申し受けます。但し、「当社が予約可能になった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの登録解除のお申し出があった場合」又は「期限までに予約可能とならなかった場合」は、当該預り金を全額払い戻し、予約可能となった場合は申込金となります。キャンセル待ちの場合の契約は、当社が予約可能となった旨の通知を行った時に成立するものとします。

3. お申込条件

- (1) 15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。15歳以上20歳未満の方のご参加は、保護者の同意書が必要です。
- (2) 身体に障害をお持ちの方、健康を書している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。お客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。なおこの場合、医師の診断書を提出していただくことがあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者・同伴者の同行等を条件とさせていただくか、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいは参加をお断りさせていただく場合があります。

- (3) ご参加にあたって特別な条件を定めた旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
海拔4,000m以上の宿泊を伴うコースでは、事前にご案内する所定の健康診断を受けて頂きます。
- (4) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (5) お客様の都合により、旅行の日程から離脱する場合は、その旨及び復帰の有無について添乗員又は係員にご連絡いただきます。
- (6) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときは、お申込みをお断りすることがあります。
- (7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面と最終日程表

- (1) 旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程表、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客様にお渡しします。但し、パンフレット、ご旅行条件書（全文）をお渡しすることで契約書面交付とさせていただきます。
- (2) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合は、これらの確定状況を記載した書面（以下「最終日程」という）を旅行開始日の前日までににお渡しいたします。当社は旅行開始日の10日から7日前までにお渡しするよう努力しますが、ピーク時にはこの限りではありません。但し、旅行の申し込みが、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

5. 旅行代金

- (1) 旅行代金とは、募集広告またはパンフレットに旅行代金として表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金の合計から、割引代金として表示した金額を差し引いた金額をいいます。この合計金額は申込金、取消料、違約料、変更補償金の額を算出する際の基準となります。（各種割引額は含みません。）
- (2) 追加代金とは①航空会社の選択②航空便の選択③航空機の等級の選択④宿泊ホテル指定の選択⑤一人部屋追加代金⑥一人催行の追加代金⑦出発・帰着日の選択により追加する代金⑧その他パンフレットで〇〇追加代金と称するものをいいます。

6. 旅行代金のお支払

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日（以下「基準日」という）までにお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、当社が指定した日までにお支払いいただきます。

7. 渡航手続き

- (1) ご旅行に要する旅券、査証、予防接種証明書などの渡航手続は、原則としてご自身で行っていただきます。但し、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。又当社の責に帰さない事由により、旅券、査証の取得ができなくてもその責任は負いません。
- (2) 渡航先の国又は地域によって旅券に残存有効期間を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

8. 旅行代金に含まれているもの

旅行日程に明示した以下のものが含まれます。

- (1) 利用運送機関の運賃・料金（エコノミークラス座席利用料金）
- (2) 送迎バス等の料金（移動等のバス又は車代）
- (3) 観光の料金（バス料金、ガイド料金、入場料金）

- (4) 宿泊料金（2名1室を2名で利用、税、サービス料金含む）
但し、コースによってはロッジ、テント、山小屋利用で部屋定員に
応じた男女別の相部屋を基準とします。
- (5) 食事料金（税、サービス料金含む）
- (6) 手荷物運搬料金（航空会社の規定重量、容積、個数の範囲内）
- (7) 団体行動中の心付け
- (8) 添乗員同行ツアーの場合の添乗員費用
- (9) その他旅行日程に明記した費用
上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則とし
て払い戻しはいたしません。

9.旅行代金に含まれていないもの

- 前項の他は、旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）
 - (2) クリーニング代、電報、電話料、その他追加飲食等個人的性質
の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
 - (3) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代、査証代、予防接種料金、渡
航手続取扱料金）
 - (4) お一人部屋を使用する場合の追加料金
 - (5) 希望者のみが参加されるオプションツアーの料金
 - (6) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油特別付加運賃）
 - (7) 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費、宿泊費等
 - (8) 旅行日程中の空港税及び各国出入国税等
 - (9) 傷害・疾病に関する医療費及び救援に関わる費用
 - (10) 海外旅行保険料

10.旅行契約内容の変更・代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サー
ビス提供の中止、官公署の命令、当社の運航計画によらない運送サー
ビスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合にお
いて、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、
旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである
理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サー
ビスの内容やその他の募集型企画旅行計画の内容（以下「契約内容」
という）を変更することがあります。但し、緊急の場合において、
やむを得ないときは、変更後に説明します。また、その変更に伴い
旅行代金を変更することがあります。
- (2) 著しい経済情勢の変動により、通常想定される程度を大幅に超
えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金
を変更する場合があります。増額の場合は、旅行開始の前日から起
算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお知らせします。
- (3) (2)により旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運
賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約
書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社
の責に帰すべき事由によらず、当該利用人員が変更になったときは、
契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することが
あります。

11.お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すこ
とができます。但しこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当
社に提出していただきます。この際、交替に要する所定の金額の手
数料をいただきます。また契約の譲渡は、当社の承諾があった時に
効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契
約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお当
社は交替をお断りする場合があります。

12.旅行契約の解除・払い戻し

- (1) 旅行開始前
 - ① お客様による解除
 - ア) 取消料がかかる場合
 - a. お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除することが
できます。この場合既に収受している旅行代金（あるいは申込金）か
ら所定の取り消し料を差し引いて、払い戻します。お取消しの連絡
は旅行の申込みを受けた販売店の営業時間内のみお受けします。

【海外旅行に係る取消料】

区 分	取 消 料
一 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本 邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約（次項から第五項に掲 げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場 合であって、旅行開始日の前日から起算 してさかのぼって40日目に当たる日以 降に解除するとき（ロから二までに掲げ る場合を除く。）	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかの ぼって30日目に当たる日以降に解除す る場合（ハ及び二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内

ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場 合（二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
二 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の 場合	旅行代金の100%以内
二 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消 費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集 型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されるこ と、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明 示したものと（次項から第五項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行契約締結後に解除する場合（ロからホに 掲げる場合を除く。）	旅行契約解除時の航空 券取消料等の額以内。
ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であ って、旅行開始日の前日から起算してさかのぼ って四十日目に当たる日以降に解除するとき（ハか らホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%又は 旅行契約解除時の航空 券取消料等とのいすれ か大きい額以内。
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼ って三十日目に当たる日以降に解除する場合（二及び ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%又は 旅行契約解除時の航空 券取消料等とのいすれ か大きい額以内。
二 旅行開始日の前々日以降に解除する場合ホに 掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%又は 旅行契約解除時の航空 券取消料等とのいすれ か大きい額以内。
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
三 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項から第五項に 掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかの ぼって90日目に当たる日以降に解除す る場合（ロから二までに掲げる場合を除 く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかの ぼって30日目に当たる日以降に解除す る場合（ハ及び二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかの ぼって20日目に当たる日以降に解除す る場合（二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内
二 旅行開始日の前日から起算してさかの ぼって3日目に当たる日以降の解除又は 無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
四 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（次項 に掲げる旅行契約を除く。）	
イ、日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の 取消料収受期間の起算日であるクルーズ開始 日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除す る場合（ロに掲げる場合を除く。）	① クルーズ中の泊数 が当該募集型企画旅行 の日程中の宿泊数（航空 機内ものを除く。②に おいて同じ。）の50% 以上のもの 当該期間に対応するクル ーズの取消料収受期間 の区分に適用される 取消料率の2分の1に 相当する率以内 ② クルーズ中の泊数 が当該募集型企画旅行 の日程中の宿泊数の5 0%未満のもの 当該期間に対応するクル ーズの取消料収受期間 の区分に適用される 取消料率の4分の1に 相当する率以内
ロ、旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以 内
五 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用す る募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料 の規定によります。
注）「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27 日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをい います。	
備考	
(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。	
(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償 規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開 始した時」以降をいいます。	

(三) 第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。

- b. 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由による取り消しの場合も取消料をいただきます。
- c. お客様のご都合で旅行開始日やコースを変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申込み頂くこととなり、この場合も表記取消料を頂きます。

イ) 取消料がかからない場合

お客様は次に掲げる場合、旅行開始前に取消料なし旅行契約を解除できます。この場合既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

a. 旅行契約内容に第 17 項（旅程保証）の表に掲げる重要な変更が行われたとき。

b. 旅行代金が増額されたとき

c. 当社が最終日程表を表記の日までに交付しない場合

d. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき

②当社による解除

a. 旅行代金を所定の期日までにお支払いいただけないとき。この場合解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

b. 当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

●お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき

●お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき

●お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施妨げるおそれがあると認められたとき。

●お客様の人数がパンフレットに掲載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目（ピーク時に旅行を開始するものについては 33 日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

●天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき

(2) 旅行開始後

①お客様による解除

ア) お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。

イ) お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になったサービス提供にかかる部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分を払い戻しいたします。

②当社による解除

ア) 当社は、次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a. お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の継続が不可能になったとき。

d. 上記 c. の例として日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出された場合であっても、安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施します。その場合お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。

イ) 前項②のイ)に記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときであっても、お客様が既に受けた旅行契約に関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客様がこれまでその提供をうけていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に払い戻しいたします。

ウ) 本項②のイ) a, c)により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用一切はお客様のご負担となります。

13.旅程管理

当社は安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約の内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) (1) の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

14.添乗員の同行

(1) 当社は旅行内容により添乗員を同行させて旅程管理を行い、安全かつ円滑な旅行の実施を確保するように努めます。添乗員が同行しない場合は、現地において当社にかかわって手配を代行させる「手配代行者」により行わせ、その者の名称及び連絡先は最終日程表に明示いたします。

(2) 添乗員等の業務は原則として 8時から 20時までとします。

(3) お客様は旅行開始後旅行終了までの間において、添乗員の誘導のもと団体で行動するときは旅行を安全かつ円滑に実施するため添乗員の指示に従っていただきます。

15.当社の責任

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意または過失によってお客様に損害を与えたときは、損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2) お荷物の損害については、ご帰国後、21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人につき 15 万円を限度として賠償いたします。

(3) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により被害を被ったときは、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

16.特別補償

(1) 当社は前項 (1) の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金 (2500 万円を上限)、後遺障害補償金 (2500 万円を上限)、入院見舞金 (4~40 万円)、通院見舞金 (2~10 万円) を また手荷物に対する損害につきましては損害補償金 (1 募集型企画旅行 1 名あたり 15 万円を上限、但し手荷物 1 個又は 1 対あたり 10 万円を上限) を支払います。

(2) 本項 (1) に関わらず当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超計量動力機 (モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社本項 (1) の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

17.旅程保証

(1) 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。但し、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の安全確保のための必要な措置による変更は除きます。

(2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 人に対して、一旅行契約につき旅行代金 (追加代金を加えた合計額) の 15% を限度とし、支払うべき変更補償金の額が千円未満の場合は支払いません。

(3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0

二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注六 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注七 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

18.お客様の責任

- お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨、当社、当社の手配代行者、又は当該旅行サービスの提供者に申し出なければなりません。

19.オプションツアー又は情報提供

- 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプションツアー」といいます）の第16項（特別補償）の適用については、当社は主たる主催旅行契約の一部として取り扱います。当社主催のオプションツアーは、パンフレットで「主催:当社」と明示します。
- オプションツアーの主催者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合は、当社は当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第15項（特別補償）に規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害補償金または見舞金を支払います。（但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」にあり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます）。また、当該オプションツアーの企画・実施者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該企画・実施者のために拠ります。
- 当社は、パンフレット等で、「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該

可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第15項特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

20.個人情報の取り扱いについて

- 当社は、旅行申込書に記載いただいた個人情報について、お客様との連絡、運送・宿泊機関の手配、ご旅行アンケート送付、弊社発行の通信の送付等に利用させていただきます。また査証手続きのために大使館等の機関に対し提供させていただきます。
- 当社はお申込みいただいた旅行のために運送・宿泊機関の手配代行者に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、電子的方法で送付することによって開示致します。

21.ご旅行条件・旅行代金の基準

ご旅行条件は、パンフレット発行日を基準としております。旅行代金はパンフレット発行日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則またはパンフレット発行日現在国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

22.その他

- お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸経費、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないよう商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産・空港において手続き方法を確認のうえ、ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約や国内諸条例により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- 当社はいかなる場合にも旅行の再実施はいたしません。
- 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご確認ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）
- 当社のご旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。
- 当社が募集型企画旅行契約による旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレットに記載している発着港を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。海外発着のものについては、日程表でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとなります。
- 日本の国内空港等から本項（6）の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ <http://www.forth.go.jp>」でご確認ください。
- 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国、地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でご確認ください。
- 募集型企画旅行契約約款について
この条件書に定めない事項は、当社旅行約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行約款は、当社ホームページを（<http://www.himalaya-kanko.co.jp>）をご参照下さい。

旅行企画・実施

ヒマラヤ観光開発株式会社

観光庁長官登録旅行業1014号/日本旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者 堀内俊秀

東京/〒105-0004 東京都港区新橋3-26-3 会計ビル5階
TEL: 03-3574-9292 FAX: 03-3574-6957
<http://www.himalaya-kanko.co.jp>
info@himalaya-kanko.co.jp